

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月 二十六日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイリス歯科 インプラント クリニック	下関市伊倉新町四丁目四番三九号	令和 八年 十月 一日
クズヤマ歯科	下関市後田町二丁目一番四二号	〃
医療法人 はらだ歯科・矯正歯科	下関市清末鞍馬二丁目二番四〇号	〃
医療法人光翔会 石川おとなこども歯科・矯正歯科	宇部市昭和町四―一―一七	〃
きわのもり歯科クリニック	宇部市東岐波鷺ノ巣二一五四	〃
みつおか歯科クリニック	山口市古熊三丁目七一二の一	〃
くろいわ歯科クリニック	山口市大内中央二丁目一四番一七号	〃
ありた歯科	萩市大字椿二七四五番地三	〃

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

中国四国厚生局長

竹林
經治

[illegible]